

指定校変更・区域外就学について

児童・生徒が就学する市立の小・中学校及び義務教育学校については、住所による通学区域に基づいて指定しています（学校選択制を実施する場合はこの限りではありません）。基本的には指定された学校への就学となりますが、相当な理由がある場合は、指定された学校以外への就学（指定校変更・区域外就学）が区長の許可により認められる場合があります。就学校の変更の許可事項は以下のとおりです。
なお、児童生徒の通学の安全確保は保護者の責任となります。

今後、許可事項、許可期限を変更することがありますので、指定された学校以外への就学を希望される方につきましては、お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

1 本市が認める就学校の変更の許可事項及び必要添付書類について

許 可 事 項	許可期限	願 書	必要添付書類等
① 住宅の新築又は購入により、1年以内に通学区域外に転居することが確実な場合で、あらかじめ転居後の住所の属する通学区域の学校に就学を希望する場合	申請日から1年以内の転居する日まで	様式1	・不動産売買契約書、工事請負契約書等入居時期や入居が確認できる書類 ・区長が必要と認める書類
② 住宅の建て替えに伴い一時的に通学区域外へ転居する児童生徒等について、転居する日以後も就学校として指定されている学校に就学を希望する場合	一時転居期間中		・工事請負契約書等、工事完了(再入居)時期が確認できる書類 ・区長が必要と認める書類
③ 通学区域外に転居する児童生徒について、転居する日以後も現に在学する学校に就学を希望する場合。ただし、当該転居する日以前において当該学校の授業日に在学している場合に限る。	当該小学校、中学校卒業又は義務教育学校卒業まで		・区長が必要と認める書類
④ 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難であるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の小学校又は義務教育学校の前期課程に就学を希望する場合	当該小学校、義務教育学校卒業まで	様式3	・勤務地又は事業所の所在を証明する書類 ・保育に欠ける旨の証明 ・家族全員の住民票の写し ・保護者に代わる親族の誓約書 ・区長が必要と認める書類
⑤ 障がいのある児童生徒等及びその保護者が、就学相談等を経て、通学区域外の学校の特別支援学級を希望する場合で、指定校変更が必要と認められる場合	当該小学校、中学校卒業又は義務教育学校卒業まで		・区長が必要と認める書類
⑥ いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転学を希望し、かつ、指定校変更することにより就学環境の改善が見込まれる場合	当該小学校、中学校卒業又は義務教育学校卒業まで	様式2	・学校長の状況報告書 ・区長が必要と認める書類
⑦ 長期の通院加療等、心身的な事情により特に教育的配慮を要する場合	当該小学校、中学校卒業又は義務教育学校卒業まで	様式3	・医師の診断書等 ・区長が必要と認める書類
⑧ 通学上の安全確保に著しく支障が生じていると認められ、特に配慮の必要がある場合。ただし、小学校又は義務教育学校の前期課程就学予定者及び児童に限る。	当該小学校、義務教育学校卒業まで		・地図及び状況確認できる書類 ・区長が必要と認める書類
⑨ 通学区域の変更に伴い、通学区域校が変更となる場合で、現に在学する学校に就学を希望する場合	当該小学校、中学校卒業又は義務教育学校卒業まで		・区長が必要と認める書類
⑩ 他の学校への統合が予定されている学校を就学校として指定されている就学予定者について、当該他の学校に就学を希望する場合。ただし、当該学校が受入可能な場合に限る。	当該小学校、中学校卒業又は義務教育学校卒業まで		・区長が必要と認める書類
⑪ 入学年度における当該学校の最初の授業日前までに、通学区域外で、かつ、就学校として指定されている学校を選択することができる区域に転居する児童生徒等について、転居する日以後も当該学校に就学を希望する場合	当該小学校、中学校卒業又は義務教育学校卒業まで	様式1	・区長が必要と認める書類

⑫ 施設一体型小中一貫校の小学校又は中学校を就学校として指定されている児童生徒等のうち、入学年度における当該学校の最初の授業日前までに通学区域外に転居するものについて、転居する日以後も当該学校に就学を希望する場合	当該小学校又は中学校卒業まで	様式1	・区長が必要と認める書類
⑬ その他指定校変更が必要と認められる場合	当該小学校、中学校卒業又は義務教育学校卒業まで	様式2 もしくは 様式3	・区長が必要と認める書類
⑭ ②、③、⑤から⑦まで及び⑨から⑬までの規定による指定校変更により就学校の指定を受けている兄弟姉妹(通学区域校以外の学校を学校選択し就学していた者で、②、③、⑪及び⑫の規定により当該学校に指定校変更を受けた者を除く。)がいる児童生徒等について、当該学校に就学を希望する場合	当該小学校、中学校卒業又は義務教育学校卒業まで	様式3	・家族全員の住民票の写し ・兄弟姉妹関係を証する書類 ・区長が必要と認める書類
⑮ ②から⑪まで、⑬及び⑭の規定により、小学校を卒業するまでの間指定校変更を受けた中学校就学予定者(通学区域校以外の小学校を学校選択し就学していた者で、②、③及び⑪の規定により当該学校に指定校変更を受けた者を除く。)及びその保護者が、当該小学校と同一の通学区域を含む中学校に就学を希望する場合。ただし、②、③及び⑪の規定により指定校変更を受けた者については、転居前の住所の属する通学区域の中学校を希望する場合に限る。	当該中学校卒業まで		区長が必要と認める書類

2 本市が認める区域外就学の承諾要件について

- 上記「1 本市が認める就学校の変更の許可事項及び必要添付書類について」の許可事項①～④に該当する市内外間の転居の場合（許可期限・必要添付書類は上記1に同じです）
- その他必要と認められる場合（許可期限：当該小学校・中学校又は義務教育学校卒業まで、必要添付書類：区長が必要と認める書類）

3 就学校の変更の手続きについて

上記のいずれの場合も、希望する学校への登校及び下校に支障がないと認められる場合に限りです。また、許可については当該児童生徒についてのみ認めるものとします。保護者の方が、学校の属する区の就学事務担当までご相談のうえ、「指定校変更・区域外就学願書」を提出してください。

4 受付時間について

入学者の相談受付は、天王寺区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口にて、随時受付しております。受付時間は、午前9時から午後5時までです。

※国立・私立学校への就学について

国立・私立学校（小学校・中学校・特別支援学校・中等教育学校の前期課程）入学（予定）の保護者の方は、入学先の学校から交付される入学許可証（原本）、保護者の方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）及び就学通知書（12月下旬送付予定）を持参のうえ、天王寺区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口まで速やかにお届けください。

5 許可の取り消しについて

架空の住民票の異動などの虚偽申請があった場合には、指定校変更就学の許可を取り消し、住所地の学校へ通学していただくこととなりますので、ご注意願います。

問合せ先

天王寺区役所市民協働課（教育文化） ☎ 06-6774-9743
教育委員会事務局総務部学事課 ☎ 06-6208-9114